

第 2 条(会員)

1. 本規約を承認の上で所定の申込み手続きをなし、会社が会員として認めた者で、かつ第 4 条の年会費を全額納付している個人または法人を湯悠くらぶ会員(以下「会員」という)といいます。尚、入会希望者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力(以下「暴力団等反社会勢力」という。)に属していると認められるときは、会社は入会を認めません。

第 15 条(会員資格の取消)

会社は、会員に次の事由が生じた場合、会員資格を取り消すことができます。この場合、会員は会員証を会社へ返還しなければなりません。

(1) 会員が死亡した場合。

(2) 法人正会員の場合、破産又は会社更生・民事再生・特別精算の申し立てがあったとき。

(3) 会員が本規約に違反した場合。

(4) 会員が施設の利用規格的等に反し、円滑なサービス提供を妨げる行為をなす等、施設の運営を妨げ、会社の名誉・信用を傷つける行為があった場合。

(5) 第 4 条の年会費の支払を 3 ヶ月以上遅滞した場合。

(6) 会員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力(以下「暴力団等反社会勢力」という。)に属していると認められた場合。

第 21 条(湯悠くらぶファミリー登録制度)

1. (登録者)

(1) 個人正会員・個人平日会員の配偶者及び一親等以内の親族で湯悠くらぶ会員規約を承認の上で所定の申込み手続きをなし、会社が登録者として認めた者で、かつ別に定める登録料を全額納付している個人を湯悠くらぶファミリー登録者(以下「登録者」という)といいます。尚、登録希望者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力(以下「暴力団等反社会勢力」という。)に属していると認められるときは、会社は登録を認めません。

6. (登録者資格の取消)

会社は、登録者またはその個人正会員・個人平日会員に次の事由が生じた場合、登録者資格を取り消すことができます。この場合、登録者は登録者証を会社へ返還しなければなりません。

(1) 個人正会員・個人平日会員又は登録者が死亡した場合。

(2) 個人正会員・個人平日会員又は登録者が本規約に違反した場合。

(3) 個人正会員・個人平日会員又は登録者が施設の利用規格的等に反し、円滑なサービス提供を妨げる行為をなす等、施設の運営を妨げ、会社の名誉・信用を傷つける行為があった場合。

(4) 第 21 条 3 項の登録料の支払を 3 ヶ月以上遅滞した場合。

(5) 個人正会員・個人平日会員又は登録者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力(以下「暴力団等反社会勢力」という。)に属していると認められた場合。